

フェリーチェ学園施設・教育振興寄付金募集・受入規程

（設置）

第1条 株式会社群馬フェリーチェ学園は、こども園及び小学校の運営を適正かつ円滑に実施するため、フェリーチェ学園施設・教育振興寄付金募集・受入規程（以下「寄付金」という。）を設ける。

（寄付金の構成）

第2条 この寄付金は、次のとおり構成する。

- （1）取締役会で寄付金に繰り入れることを決議した資産
- （2）寄付者から用途を指定して寄付された現金

（寄付金の募集期間および口数）

第3条 寄付金募集期間は、2025（令和7）年5月1日～2035（令和17）年3月31日までとし、口数は1口以上とする。

- （1）個人の寄付金単位 1口 10,000円
- （2）法人の寄付金単位 1口 100,000円

（寄付の申込方法）

第4条 寄付の申し込みは次の方法で行う。

- （1）所定の寄付申込書・振込用紙による指定口座振込
- （2）指定口座

カ）グンマフェリーチェガクエン

口座名義 株式会社群馬フェリーチェ学園 代表取締役 田村正幸

口座番号 ゆうちょ銀行 記号 00290 CD 9 番号 88376

問い合わせ フェリーチェ学園事務局

TEL（代表）0270-75-6600

（税制上の取り扱い）

第5条 株式会社立のため、税制上の法的優遇措置は行われない。

（芳名掲載・領収書・礼状・個人情報）

第6条 一括で10万円以上の寄付者には、次のとおり芳名の掲載（金額・個人情報は掲載しない）を行う。ただし、掲載不希望者の芳名掲載は行わない。

- （1）芳名（法人名含む）は、校舎内外の指定場所に掲示し、永く顕彰する。
- （2）掲載順序は、原則として50音順とする。
- （3）旧漢字は、表示が困難な場合、常用漢字に置き換える。
- （4）寄付者には、領収書と礼状を発行する。
- （5）個人情報は、寄付申込書に許諾文面を明記して、礼状・領収書の発送、寄付者名簿等作成のために利用することができる。

(寄付金の使途)

第7条 寄付金の使途は、次のとおりとする。

- (1) こども園・小学校の施設・設備・備品整備に要する経費
- (2) こども園・小学校の教育活動支援・充実に要する経費
- (3) 学園経営上の運用財産に要する経費
- (4) 寄付の際に使途を指定されたもの

(運用および管理・会計)

第8条 この寄付金は、代表取締役(校長)が管理し、安全かつ相応の運用益が得られる方法で運用する。

2 寄付金の透明性を確保するため会計書帳簿及び決算書帳簿に明示する。

(取り崩し)

第9条 この寄付金は、第7条の使途に掲げる事業実施のため必要な場合に限り、取締役会出席者の3分の2以上の決議を経て、この基金の全部若しくは一部を取り崩して事業実施費用に充てることができる。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。

附 則 この規程は、2025年(令和7年)5月1日から施行する。

2025年(令和7年)4月2日取締役会決議制定

20 年 月 日

寄 付 申 込 書

株式会社群馬フェリーチェ学園 殿

(寄付者)

住 所 (〒 -)

電 話 - -

ふりがな

氏 名 印

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

貴学園に対し、下記のとおり寄付します。

記

1 寄 付 金 額

									円
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

※金額の最初に¥を付けてください。

2 寄 付 目 的

フェリーチェ学園施設・教育振興のため。

※使途に指定（希望）がある場合は下記にご記入ください。

(のため)

※条件付のご寄付はお受けできません。

※株式会社立のため、税制上の優遇措置の対象にはなりません。

3 氏 名 公 表

ウェブサイト、広報誌等における氏名公表及び銘板作成（規程）を承諾します。

☐ 承諾しない（承諾されない場合のみレ点をつけてください。）

4 募 集 期 間・受け入れ方法

※2025年5月1日から2035年3月31日まで

※ゆうちょ銀行指定口座振込のみの取扱いとなります。寄付申込書をご提出頂いた後、学園における受入審査（寄付条件、利益相反等の確認）を経て所定振込用紙をお送りいたします。

※振込手数料は学園が負担いたします。

5 送付先・提出先

〒370-1102 群馬県佐波郡玉村町大字飯塚328番地

TEL：0270-75-6600（FAX：6601）

フェリーチェ学園事務局